

大分県地域防災計画の修正概要

1. 県の最近の施策の進展等を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震を踏まえた修正>

○孤立集落対策の強化

- ・孤立集落等対策指針に基づく分散備蓄の推進

○被災者支援の強化

- ・避難所における生活環境の充実化（備蓄等）
- ・避難所運営コーディネーターの養成
- ・災害中間支援組織との連携

○応援・受援体制の強化

- ・（災害対策本部設置時）保健医療福祉調整本部の新設による医療救護活動の調整
- ・保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- ・要配慮者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供

<第2期大分県地震・津波防災アクションプラン策定>

- ・人的被害を限りなくゼロにすることを目指す
- ・27の施策、アクションプラン100項目を設定



地域の防災訓練



県総合防災訓練（R6）

2. （国）防災基本計画の修正等の反映

<関係法令の改正を踏まえた修正>

○災害対策基本法の改正

- ・地方公共団体における物資の備蓄状況の公表（毎年1回）
- ・地方公共団体の要求を待たない、指定行政機関（国）による応援実施

○道路法の改正

- ・道路啓開計画の定期的な見直しの法定化



備蓄倉庫（臼杵市）

<令和6年能登半島地震を踏まえた修正>

○インフラ・ライフラインの復旧迅速化

- ・上下水道一体での災害対応の実施

○防災DXの加速

- ・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や防災新物資システム（B-Plō）の活用促進、研修・訓練の実施

<その他の国の施策の進展等を踏まえた修正>

- ・南海トラフ地震防災対策推進地域の追加（日田市、玖珠町）

3. その他の修正

- ・災害時における協定の新規締結による修正
- ・指定地方行政機関等の追加による修正（総務省九州管区行政評価局（大分行政監視行政相談センター）ほか）
- ・県の組織改正による修正（協働・共助推進室の創設等）

1. 県の最近の施策の進展等を踏まえた修正

○ 孤立集落対策の強化

・孤立集落等対策指針に基づく分散備蓄の推進（地震・津波対策編 P20 ほか）

【修正後】市町村は、孤立が想定される地域について、**大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき**、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

○ 被災者支援の強化

・避難所における生活環境の充実化（備蓄等）（地震・津波対策編 P19 ほか）

【修正後】**快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ**、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、**段ボールベッド等の簡易ベッド**、毛布、**プライバシー保護のためのパーティション**等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

・災害中間支援組織との連携（地震・津波対策編 P10 ほか）

【修正後】県及び市町村は、（略）**災害中間支援組織、被災者援護協力団体**などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築**することで、災害時に**ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

○ 応援・受援体制の強化

・保健医療福祉調整本部の新設による医療救護活動の調整（地震・津波対策編 P46 ほか）

【新 規】**福祉保健医療部は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。**

・要配慮者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供（地震・津波対策編 P42 ほか）

【修正後】県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、**避難所や在宅、車中泊等**避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣する。

〈 第2期大分県地震・津波防災アクションプラン策定 〉（地震・津波対策編 P1）

【修正後】**第2期大分県地震・津波防災アクションプランでは、前回のプランを踏襲しつつ、能登半島地震を踏まえた防災対策の強化など新たな要素を追加した。人的被害を限りなくゼロにすることを目指す。**

2. (国) 防災基本計画の修正等の反映

○ 関係法令の改正を踏まえた修正

・地方公共団体における物資の備蓄状況の公表（毎年1回）（災害対策基本法等の改正）（地震・津波対策編 P20 ほか）

【新 規】県及び市町村は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。

・地方公共団体の要求を待たない、指定行政機関（国）による応援実施（災害対策基本法等の改正）（地震・津波対策編 P29 ほか）

【新 規】指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、（略）当該要求を待たないで、応援をすることができる。

・道路啓開計画の定期的な見直しの法定化（道路法の改正）（地震・津波対策編 P17 ほか）

【修正後】大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。
また、定期的に大分県道路啓開計画の見直しを行う。

○ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

・上下水道一体での災害対応の実施（地震・津波対策編 P6 ほか）

【修正後】上下水道一体となって、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等を整備することにより、耐災害性強化を推進する。

・新物資システム（B-PLo）の活用促進、研修・訓練の実施（地震・津波対策編 P20 ほか）

【修正後】必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を通じて関係省庁とも共有する。災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、新物資システム（B-PLo）を活用し、平時から、訓練等を通じて、施設ごとの物資の備蓄状況や運送手段等の確認・更新を定期的に行う。

※地震・津波対策編に記載の内容は、風水害対策編においても同様の修正を行っています。